

令和 7 年第 1 回三股町農業委員会総会議事日程

令和 7 年 1 月 2 8 日（火）

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号賃貸借契約の合意解約について
- 日程第 4 報告第 2 号使用貸借契約の合意解約について
- 日程第 5 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について
- 日程第 6 議案第 2 号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について
- 日程第 7 議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について
- 日程第 8 議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について
- 日程第 9 議案第 5 号令和 6 年度利用権借受候補者（推薦農業者）の承認について
- 日程第 1 0 議案第 6 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について
- 日程第 1 1 議案第 7 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について
- 日程第 1 2 議案第 8 号令和 7 年度標準農作業料金及び賃金表の決定について

令和 7 年第 1 回三股町農業委員会総会審議結果

日程第 5

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について

可決（ 2 ）

日程第 6

議案第 2 号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について

可決（ 1 ）

日程第 7

議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について

可決（ 1 ）

日程第 8

議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

可決（ 4 ）

日程第 9

議案第 5 号令和 6 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 1 ）

日程第 1 0

議案第 6 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画の承認について

可決（ 1 6 ）

日程第 1 1

議案第 7 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条の規定による農用地
利用集積等促進計画の承認について

可決（ 3 2 ）

日程第 1 2

議案第 8 号令和 7 年度標準農作業料金及び賃金表の決定について

可決（ 1 ）

令和7年第1回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 1月28日（火曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 1月28日（火曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉 休幸
2 番委員	下石 昭廣
3 番委員	内村 介貞
4 番委員	中石 均
6 番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員 兒玉 道郎、蔵元 富男、大脇 辰美

欠席者 5 番委員 馬渡 芳文

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 局長補佐
事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）

それでは、ただ今から令和7年第1回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は馬渡委員が欠席ですが、定員数に達しておりますので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の蔵元富男さん、大脇辰美さん、兒玉道郎さんが会議に出席し、各ブロック区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に1番委員の小倉休幸さんと3番委員の内村介貞さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第1号賃貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号賃貸借契約の合意解約について報告するもので、合計18件31筆34, 185㎡、うち田が12筆13, 227㎡、畑が19筆20, 958㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法に関する総会資料が3頁1番から5頁14番まで、旧基盤強化法に関する総会資料が6頁1番から7頁4番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の報告に進みます。日程第4、報告第2号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計1件1筆514㎡、畑が1筆514㎡でございます。詳細につきましては、旧基盤促進法の総会資料が9頁1番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の議案に進みます。日程第5、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案1号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計2件2筆2,537㎡、田が2筆2,537㎡、でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料の11頁1番と2番になります。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号1番、受付年月日：令和7年1月9日、受人：〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇〇、申請地：長田字平山5035番1、地目：田、面積：2,209㎡です。

渡人の廃業による所有権移転、売買となっております。受人は奥様と二人で20年農業に従事され水稻、野菜果物を中心に23,602㎡を耕作され農機具はトラクター、田植機を各1台所有されています。こちら農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号1番は1月24日に第3ブロック委員3名で現場確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は大野地区に住んでいて水稻を中心に農

業経営を行っております。農地は全て耕作しており機械能力もあります。農作業に従事する家族は2名です。状況からみても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため所有権の移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号2番、受付年月日：令和7年1月10日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字蔵元2751番7、現況地目が畑、登記地目が田、面積：328㎡です。渡人の廃業による所有権移転、売買となっております。航空写真をご覧頂くと申請農地の南側に5条申請の宅地を建設予定です。当該農地は家庭菜園として利用していくようです。受人は5人家族で奥様と二人で農業に従事され自家消費を基本に、余った分は無人販売を予定されております。農機具につきましては草刈り機を所有しており耕運機を今後購入される予定です。こちら農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後の全ての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地最適化推進委員（蔵元 富男）

受付番号2番は1月24日に第2ブロック委員4名で現場確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は現在、稗田で借家住まいです。今回個人住宅を建設される予定で、その余剰分を畑として耕作し、野菜等を栽培される予定です。農機具は現在ビバー1台ですが、今後小型の耕運機を購入する予定です。農業は休日を利用して家族で作業されるということです。状況からみても効率的に利用されると思います。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の許可について、受付番号1番と2番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の許可について受付番号1番と2番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第6、議案第2号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認についてでございます。合計1件2筆536㎡、田が2筆536㎡でございます。詳細につきましては、担当職員が説明いたします。

事務局

議案第2号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認についてご説明します。総会資料13頁をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。

受付番号1番、受付年月日：令和7年1月10日、承継人：〇〇〇〇〇〇、申請地：樺山字中島281番3他1筆、地目：田、合計面積：536㎡です。すでに受けた転用許可内容としては許可年月日：令和5年5月22日、許可番号6003-6-5、転用目的は貸倉庫・貸駐車場で、変更後の事業計画としては貸駐車場となっております。事業計画変更の理由としては当初貸倉庫として利用する予定であった借受人が事業を廃止したため倉庫利用が見込めず、倉庫建設が不要となったとのことです。また、駐車場においてはすでに転用実行済みであり、貸駐車場として取り合わせもあるため貸駐車場のみの事業計画とするものです。こちらの農地につきましては10ha以上の農地の連単があることから第一種農地に区分されますが、不許可の例外規程である農地法施行規則第33条第4項に掲げる集落接続に該当することから許可相当と判断致します。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4番委員（中石 均）

受付番号1番は1月24日に第2ブロック委員4名で現地確認調査を行いました。事業計画変更の内容としましては申請人は令和5年5月に貸倉庫及び貸駐車場の転用を許可されましたが、貸倉庫を利用する予定であった借受人が事業を廃止したため倉庫建設が不要となりました。駐車場につきましては、すでに転用済みであり、

こちらと同じ借受人に貸与する予定でしたので不要となりました。貸駐車場としての問い合わせもあることから貸駐車場事業としての見込みもあるため今回貸駐車場としての事業計画変更をするものです。周辺農地への被害防除は隣地への境界にはブロック塀を設置し、土砂が流出しないようにし、雨水は地下浸透です。生活排水などの汚水については排出はありません。以上により立地基準、一般基準を満たすことから許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第2号農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について受付番号1番を承認することに賛成に方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第2号農地転用許可後の事業計画変更申請について承認することに決定いたしました。続きまして日程第7議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計1件2筆3,852㎡、畑が2筆3,852㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局（井上 香）

議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料15頁1番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号1番、受付年月日：令和7年1月9日、申請人：〇〇〇〇〇、申請地：長田字木場4569番1他1筆、地目：畑、現況：山林、合計面積：3,852㎡です。転用目的は追認による山林で始末書が提出されております。申請理由としては申請人は相続にて山林状態の申請地を相続し今回申請地が農地であることに気付き無断転用を是正するために申請されたものです。なお、申請地につきましては農地法第4条第6項第2号（農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地）により、第2種農地に区分され許可相当と判断します。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号1番は1月24日に第3ブロック委員3名で現地確認調査を行いました。転用目的は山林です。追認になります。受人は相続により取得し、相続するまで本申請地を父が所有していたことをしりませんでした。今後の申請地を山林として管理していきたいと考え今回申請を行いました。周りも山林ですので、転用による周辺に被害はありません。雨水は地下浸透、生活排水は生じません。受入から始末書の提出もあり問題ないものと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 1 番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について受付番号 1 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 8、議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第４号農地法第５条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計４件４筆１,９３７㎡、田が１筆５００㎡、畑が３筆１,４３７㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第４号農地法第５条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。
総会資料１７頁１番から１８頁４番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご
覧ください。

受付番号 1 番、受付年月日：令和 7 年 1 月 9 日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字中原 5042 番 3、地
目：畑、現況地目：雑種地、面積：236 m²です。こちらは売買による所有権移転で、
転用目的は追認による倉庫・資材置場となっており、始末書が提出されております。
資金計画は自己資金となっております。こちらの農地は準工業地域で農地法施行規
則第 4 4 条第 3 号により第三種に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員 (小倉 休幸)

受付番号 1 番は 1 月 2 4 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請人は父からの相続で取得をしていますが、土地の存在も初めて知り、ましてや倉庫が建設され譲受人に使用させていることすら知りませんでした。申請人は今後この土地を利用することはないため、譲受人に確認したところ購入の意思を確認できたため売却をするものです。農地法違反に対して始末書も提出されており許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないので、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 2 番、受付年月日：令和 7 年 1 月 1 0 日、受人：
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、渡人：○○○○○○○、申請地：
樺山字出水 1357 番 16、地目：畑、面積：236 m²です。売買による所有権移転で、
転用目的は資材置場、駐車場、資金計画は自己資金になります。こちらの農地は農
地法施工規則第 4 4 条第 2 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたし
ます。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地最適化推進委員（大脇 辰美）

受付番号2番は1月24日に第2ブロック委員4名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請人は事業拡大に伴い現在所有している資材置場には資材と重機をおいて置くのは手狭になってきたこと及び自社所有の倉庫で重機を止めておく場所として倉庫の隣にあった空き家と申請地を合わせて購入し建設解体を合わせて 1200 m²の土地造成を行う予定です。造成防止につきましては近隣住民の生活及び近隣施設に支障がないようまた、作物、家畜に被害がでないようにします。土砂の流出防止については注意をして、土砂が流出した場合にはすぐに対応するようにします。排水については生活排水はなく、雨水につきましては砂利敷のため地下浸透、自然蒸発と

なります。以上のことから許可相当判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 3 番、受付年月日：令和 7 年 1 月 1 0 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字蔵元 2751 番 2、地目：田、面積：500 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅 1 棟になります。資金計画は借入になります。こちらの農地は農地法施行規則第 44 条第 2 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地最適化推進委員（蔵元 富男）

受付番号 3 番は 1 月 2 4 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は稗田の借家住まいで子供 2 人と 4 人暮らしで手狭になったことから申請地に一般住宅を建設される予定です。土地の造成にあたり、土砂の流出防止のために境界にブロック積みを行います。污水、生活排水は合併浄化槽を設置し処理後南側町道路側溝へ放流します。雨水、排水は宅地内枡から南側町道側溝に放流します。以上により立地基準、一般基準に問題がないことから許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 4 番、受付年月日：令和 7 年 1 月 1 0 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字加世原 4 5 9 7 番 1、地目：畑、面積：965 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は共同住宅 1 棟です。資金計画は自己資金になります。こちらの農地は準工業地域にある農地です。農地法施工規則第 44 条第 3 号により

第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村 介貞）

受付番号4番は1月25日に第4ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受入は不動産取得を目的に、立地条件のよい申請地に共同住宅を建築するものです。周囲にブロック塀を設置し、生活排水は合併浄化槽にて処理後町道側溝へ、雨水についても枡を設置し集水後放流するもので特に問題なく、許可相当と判断しました。なお、申請地確認の際に現場に重機が1台置いてありましたが、翌日全て撤去されていました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、受付番号1番から4番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の受付番号1番から4番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第9、議案第5号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号令和6年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、総会資料19頁及び別冊の利用権設定借受候補者（推薦農業者）の推薦書のお目通しをお願いします。なお、今回1名の推薦が上がっております。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（溝口 良信）

今回の候補者1名については、先日の全体協議会で推薦委員の方から説明があったところです。これに対しまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 5 号令和 6 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 5 号令和 6 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 10、議案第 6 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 6 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。今回、所有権移転は合計 9 件 11 筆 14,104 ㎡、うち田が 6 筆 6,056 ㎡、畑が 5 筆 8,048 ㎡でございます。利用権設定は合計 7 件 17 筆 17,632 ㎡、田が 17 筆 17,632 ㎡です。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 2 1 頁 1 番から 2 2 頁 9 番までとなっております。利用権設定各筆明細は、総会資料 2 3 頁 1 番から 2 4 頁 7 番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 6 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、所有権移転に関する総会資料 2 1 頁 1 番から 2 2 頁 9 番まで、利用権設定に関する総会資料 2 3 頁 1 番から 2 4 頁 7 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 6 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転及について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 11、議案第 7 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 7 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用

集積等促進計画の意見決定についてでございます。利用権設定につきまして合計 3 2 件 7 7 筆 78, 012 m²、うち田が 5 4 筆 49, 671 m²、畑が 2 3 筆 28, 341 m²でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による利用権設定各筆明細は総会資料 2 7 頁 1 番から 3 2 頁 3 2 番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 7 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について総会資料 2 7 頁 1 番から 3 2 頁 3 2 番までについて意見決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 7 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については意見決定することに決定いたしました。続きまして日程第 1 2、議案第 8 号令和 7 年度標準農作業料金及び賃金表の決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 8 号令和 7 年度標準農作業料金及び賃金表の決定についてでございます。農作業料金及び賃金表につきましては、総会資料の 3 4 頁を御覧下さい。内容につきましては、今月の全体協議会で説明をさせていただきましたが、県普及センターの情報を受け、関係組織との協議の上での料金表となっております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

今、事務局の説明がありましたとおり、先の全体協議会でも説明をしていただきましたが、これについてなにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 8 号令和 7 年度標準農作業料金及び賃金表の決定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第8号令和7年度標準農作業料金及び賃金表の決定について、承認することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。1月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第1回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10時30分